

国際復興開発銀行(通称:世界銀行)

World CO2L™ Bond

愛称:ワールドクールボンド

2013年9月30日満期
排出権価格連動クーポン付
米ドル建債券(元本確保型)



- 本要約販売説明書は販売説明書の記載事項の一部を要約または加筆して記載したものです。
- お申込にあたっては当該債券の詳細について記載した販売説明書をご覧のうえ、ご検討されることをおすすめします。
- お取引にあたっては、「外国債券の契約締結前交付書面」をお読み下さい。

本債券の特色

1. 排出権価格・排出権発生量連動クーポン

変動利息額が、主として、特定の温室効果ガス削減事業から発行されるCER^(注)の発行量(以下、「CER発行量」といいます。)とCERインデックス等に連動する債券です(詳しくは次頁以降をご覧ください。)

(注) Certified Emission Reduction の頭文字であり、京都議定書等に従って発行される排出権をいいます。

対象となる温室効果ガス削減事業は、下表記載の中国における小規模水力発電プロジェクト(以下「本プロジェクト」といいます。)となります。

なお、本プロジェクトについて、第三者評価機関であるイー・アール・エム日本株式会社から評価報告書^(注)が作成されております(下表記載の「第三者評価機関による評価結果」をご参照下さい。)

(注) 詳しくは、評価報告書をご覧ください。なお、当社は、その評価通りの運営、CER量の発行、もしくはその他の意見又は情報の正確性、速報性、完全性、商品性又は適合性等について保証を行なうものではありません。

本プロジェクトの概要

プロジェクト名	紅岩(ホンヤン)水力発電プロジェクト
プロジェクト実施国	中華人民共和国
プロジェクトタイプ	小規模水力
発電容量	8MW
対象温室効果ガス	二酸化炭素
年間予定排出削減量	23,290二酸化炭素換算トン/暦年
第三者評価機関による評価結果 ^(注)	A



(注) イー・アール・エム日本株式会社が独自に設定する評価基準(9段階)に従い付与される温室効果ガス削減事業として上から3段階目の評価結果(詳しくは、評価報告書をご覧ください。)。なお、当社は、その評価通りの運営、CER量の発行、もしくはその他の意見又は情報の正確性、速報性、完全性、商品性又は適合性等について保証を行なうものではありません。

2. 元本確保型

本債券を満期まで保有された場合は、本債券は発行者の信用リスクにおいて元本(米ドルベース)が確保されております。

本債券は、最上級格付けが付与されているプログラム^(注)から発行されます。プログラムは以下の格付機関より最上級の格付けが付与されております。ただし、本債券に格付けは付されていません。

●ムーディーズ・インベスターズ・サービスよりAaa格の格付け

●スタンダード・アンド・プアーズよりAAA格の格付け

(注) 国際復興開発銀行のグローバル・デット・イシューアンス・ファンリティをいいます。

本債券の背後の仕組み(1)

本債券の特徴は、主として、変動利払時の仕組みにあります。

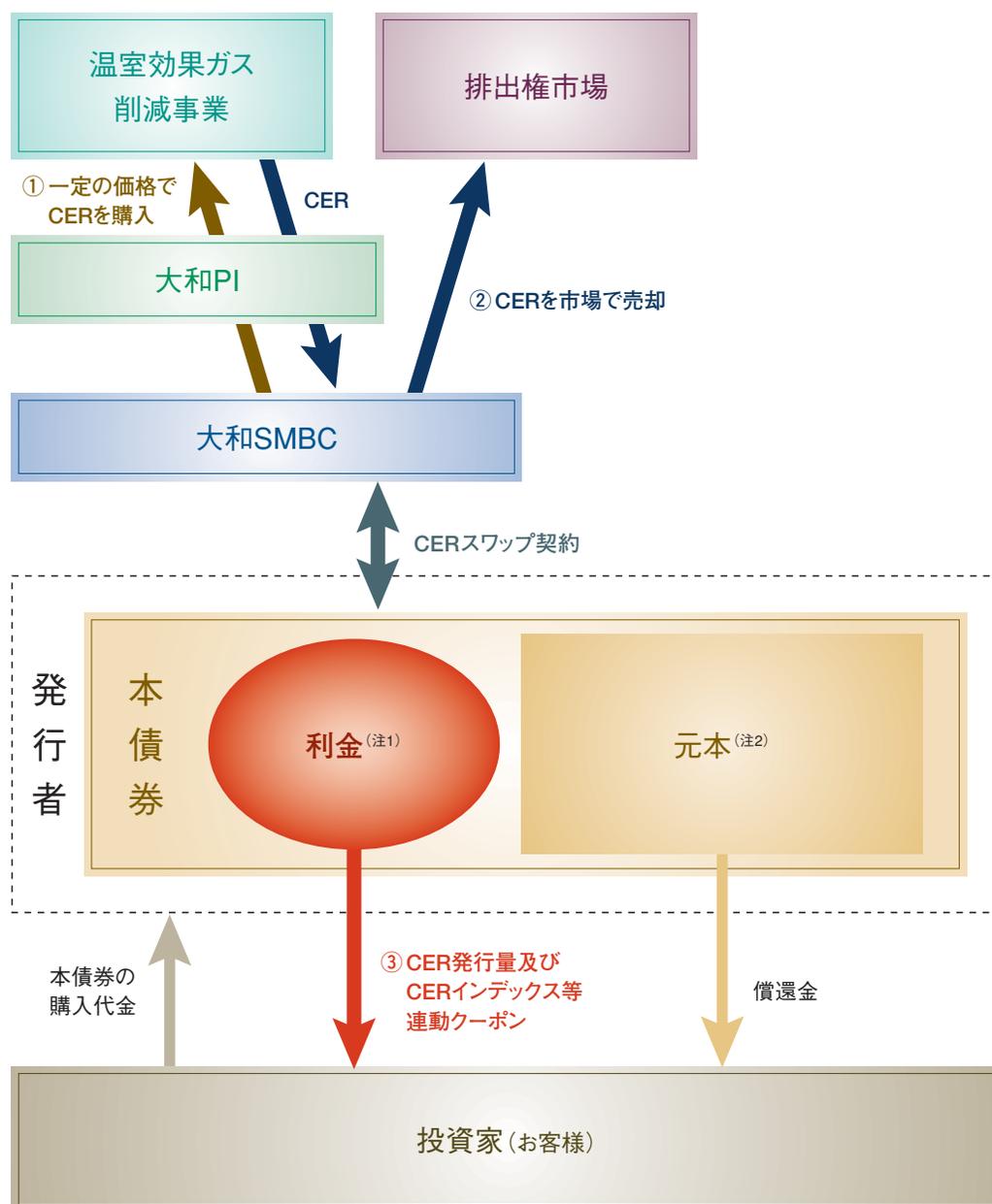
まず、大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和SMBC」といいます。)は、CERスワップ契約に基づき発行者より受領した金銭等を原資として、CERを本プロジェクトの事業者から大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社(以下「大和PI」といいます。)を通じて一定の価格で購入します(下図の①)。

次に、大和SMBCは、購入したCERを市場で売却します(下図の②)。

最後に、発行者は、CERスワップ契約に従い大和SMBCから受領するCER発行量及びCERインデックス等に連動する金銭をクーポンとして投資家(お客様)に支払います(下図の③)。

なお、本債券の償還時には、発行者の信用リスクにおいて、元本(米ドルベース)を償還します(米ドルベースで元本確保型)。

変動利払い・償還時



(注1) 利金は、主として、CER発行量とCERインデックスに連動します。詳しくは次頁以降の「本債券発行の背後の仕組み」及び販売説明書をご覧ください。

(注2) 本債券は、最上級の格付けが付与されているプログラムから発行されます。ただし、本債券に格付けは付されていません。

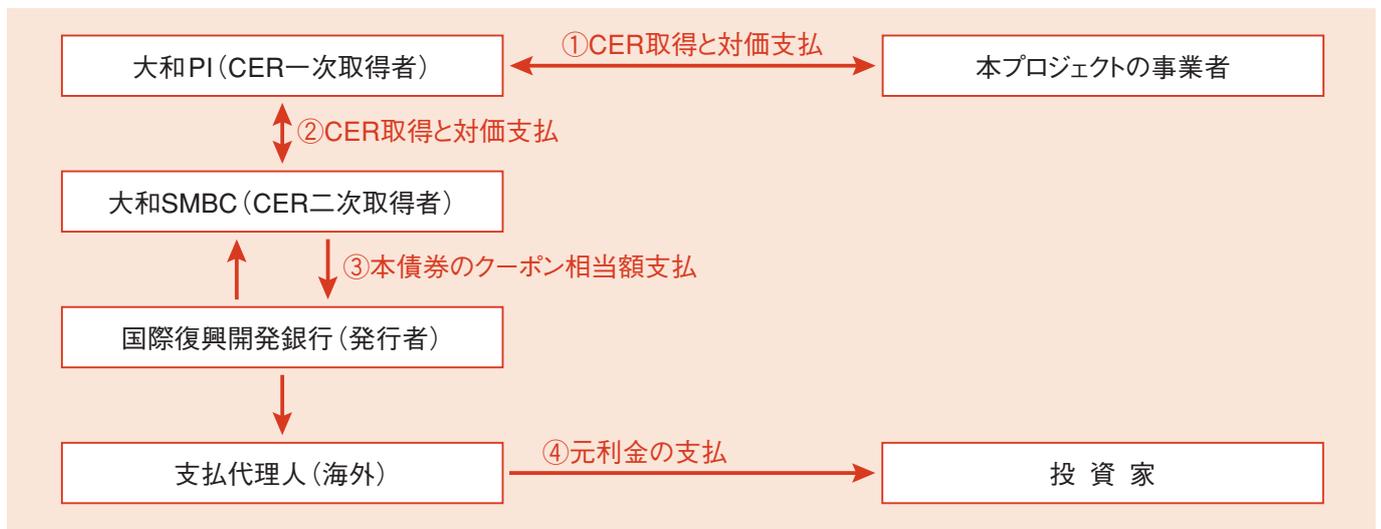
本債券の背後の仕組み(2)

本債券の発行時



- ① 大和PIは、本プロジェクトの事業者との間でCERを長期的に購入する契約（以下「CER売買契約①」といいます。）を締結します。
- ② 大和SMBCは、大和PIとの間でCER売買契約①の契約に基づき大和PIが取得するCERを対象に、予め一定の価格でCERを一定量購入する契約（以下「CER売買契約②」といいます。）を締結します。
- ③ 発行者は、本債券のクーポンに相当する金銭を受領するCERスワップ契約（以下「CERスワップ契約」といいます。）を大和SMBCとの間で締結します。
- ④ 発行者は上記③のCERスワップ契約により受領する金銭にクーポンが実質的に連動する本債券を発行します。
- ⑤ 売出人は海外で発行された本債券を海外の引受会社から買い付けます。
- ⑥ 売出取扱人は、売出人から本債券の売出しの委託を受けます。
- ⑦ 売出取扱人は、本債券を投資家（お客様）に販売します。

本債券の発行後償還まで



- ① 大和PIは、CER売買契約①に基づき、CERを取得するとともに、本プロジェクトの事業者に対価を支払います。
- ② 大和SMBCは、CER売買契約②に基づき、CERを取得するとともに、大和PIに対価を支払います。
- ③ 発行者は、CERスワップ契約に基づき、本債券のクーポンの原資となる金銭を受領します。
- ④ 発行者は、本債券の元利金を海外の支払代理人を通じて投資家（お客様）に支払います。

変動利率計算の仕組み

変動利率適用期間中の本債券の利子の適用利率は、各変動利払日について、CER発行量、CERインデックス及びCER基準価格が決定され、以下の算式により決定されます(注1)。なお、CER発行量、CERインデックス及びCER基準価格の原則的な決定方法の概要は以下の通りです。

$$\text{利率(\%)} = 2.76 + 1.56 \times \frac{a_{t-1}}{22,824} \times \frac{P_{M,t} - P_{B,t}}{P_{B,t}}$$

CER発行量を基に決定 CERインデックス
CER基準価格

a_{t-1} : 変動利払日の属する暦年の1月1日から6月末日までの間に本プロジェクトから発行されたCER発行量と22,824のいずれか少ない数値

CERインデックス($P_{M,t}$): 計算代理人が決定するCER指標銘柄(注2)の価格の変動利率決定期間における平均値を米ドル換算した価格

CER基準価格($P_{B,t}$): 17.17米ドル \times (1+変動利率決定期間開始日の1営業日前現在の日本の消費税率)

(注1) 違法事由、京都議定書終了事由、倒産事由又は排出権取引障害事由が生じた場合及びスワップ契約終了事由が生じた場合等、上記の決定方法に従った決定がなされない場合があります。詳しくは次頁の「利払額に主として影響を及ぼす2要素」及び販売説明書をご覧ください。

(注2) まず、CERの直物取引銘柄又は先物取引銘柄の中から、一定の条件を満たす銘柄のみが適格CER銘柄(複数銘柄となることもあります。)として決定されます。次に、適格CER銘柄のうち、原則として、変動利率決定期間開始日(変動利払日の20営業日前の日)の60営業日前から1営業日前までの間に、一営業日におけるの取引量(二酸化炭素換算トンベース)が最大であった営業日数が最も多い銘柄がCER指標銘柄として決定されます。

変動利払い支払スケジュール

本プロジェクトからのCERは、原則として、暦年ベース(1月1日~12月31日)で計算され、直後に到来する6月末頃迄に国連により発行されることが予定されております(注)。以下に予定されている原則的な変動利払額の支払スケジュールを掲載します(第2回変動利払日まで)。



(注) 実際にCERが発行される日が、6月末日以前とならない可能性があります。7月1日以降12月末日までの期間にCERが発行された場合、本債券の利子の適用利率の算出において、本プロジェクトからCERが発行されない場合と同様の扱いとなります。

利払額に主として影響を及ぼす2要素

① CER発行量

② CERインデックス

①について

- (1) UNFCCC (気候変動に関する国際連合枠組条約) 事務局のHP (http://cdm.unfccc.int/Issuance/cers_iss.html) (又はこれに代わるHP) で確認できます。
- (2) 本プロジェクトからのCERの発行予定量については、「本債券の特色」の「本プロジェクトの概要 (年間予定排出削減量)」をご参照下さい(注1)。
- (3) 本プロジェクトの運営とCER発行プロセス等については、評価報告書をご覧ください。

②について

- (1) 本債券の条件決定日を変動利払日と仮定した場合、CER指標銘柄は、ヨーロッパ気候取引所 (ECX) において取引されているCERの先物取引銘柄である「ECX2012年12月限月先物CER」(ブルームバーグの「CARZ2 Comdty」)となります(注2)。
- (2) ECXは2008年3月14日に公表を開始しておりますので、下表においては、NordPoolにおいて取引されているCERの先物取引銘柄である「NordPool 2008年12月限月先物CER」(ブルームバーグの「CERZ8M Comdty」)(注3)の価格(米ドル換算後)と併せて「ECX 2012年12月限月先物CER」(ブルームバーグの「CARZ2 Comdty」)の価格(米ドル換算後)・取引量(千二酸化炭素換算トンベース)推移を掲載しております。



ご留意事項

- (1) ①がゼロでない場合でも②がゼロとなりますと、利率が小さくなる場合があります。①がゼロとなった場合には、②に関係なく、利率は2.76%となります。
- (2) 以下の各事由(スワップ契約終了事由を除きます。)が変動利払日の20営業日前までに発生した場合(排出権取引障害事由については変動利払日の20営業日前までに治癒されていない場合)、利率は、それぞれ以下の通り変更となります。また、固定利率適用期間又は変動利率適用期間に関わらず、スワップ契約終了事由が利払日の4営業日前までに発生した場合、利率は、以下の通り変更となります。

事由	京都議定書終了事由・倒産事由・違法事由	排出権取引障害事由	スワップ契約終了事由
概要	京都議定書が終了・運用停止となったり、本プロジェクトの事業者が倒産又は違法行為を行なった場合など	京都議定書に基づく日本の排出権取引への参加資格の停止や排出権取引システムのトラブルなど	契約当事者によるISDAマスター契約上の義務違反、クロス・デフォルト、格付けの低下又は大和SMBCの倒産などのISDAマスター契約の期限前終了
利率	2.76%	2.76%	固定利率(注4)
適用日	直後の変動利払日及びその後の全ての変動利払日	直後の変動利払日	直後の利払日及びその後の全ての利払日

(注1) 実際に発行されるCER量は、予定排出削減量より減少する可能性があります。

(注2) 各変動利払日毎に計算代理人が決定するため、実際のCER指標銘柄はこれと異なる可能性があります。また、実際のCER指標銘柄は、ECX又はNordPoolにおいて取引される銘柄でない可能性があります。

(注3) 本債券の条件決定日を変動利払日と仮定し、NordPoolにおいて取引されているCERの取引銘柄のみが適格CER銘柄となると仮定した場合のCER指標銘柄です。各変動利払日毎に計算代理人が決定するため、実際のCER指標銘柄はこれと異なる可能性があります。

(注4) 変更後適用利率(固定利率)となります。

利率（年率）

固定利払期間（約1年3ヶ月） **3.00%（固定）**

変動利払期間（4年） **利率^(注1)(%) = 2.76 + 1.56 × $\frac{a_{t-1}}{22,824} × \frac{P_{M,t} - P_{B,t}}{P_{B,t}}$ （変動）^(注2)**

(注1) 小数点以下第5位を四捨五入。ただし、京都議定書終了事由、倒産事由、違法事由、排出権取引障害事由又はスワップ契約終了事由が生じた場合、固定利率となります。

(注2) 算式の仕組み及び各変数の定義については、前頁及びお申込みメモをご覧ください。

手数料など諸費用について

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券は外国債券ですので、外国証券取引口座設定申込書を取りかわし、口座管理料〔通常、年間3,150円（税込）〕を別途お支払いいただきます。

ご投資にあたってのリスク等

- 本債券の価格は、米ドル金利、本債券の利子の適用利率の決定要素であるCERの発行量やCERインデックス等の影響を受けて変動します。したがって、償還前に売却する場合には、投資元本を割込むことがあります。
- 本債券を円換算した価値は、米ドルの円に対する為替水準により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。
- 本債券の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 販売額に限りがありますので、売切れの際はご容赦下さい。
- 売出期間中はご購入のお申込みを取り消すことができます。その場合、発生する為替差損はお客様のご負担となります。
- 本債券は市場環境の変化により本債券の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない、または投資元本を下回る価格での売却となるおそれがあります。
- 本債券の利子の適用利率は、固定利払期間を除き、CERの発行量およびCERインデックス等の影響を受けて変動し、大幅に低い値となるおそれがあります。

お申込みメモ（詳しくは販売説明書をご覧ください。）

■商品分類	排出権価格連動クーポン付米ドル建債券（元本確保型）
■発行者	国際復興開発銀行
■プログラム	グローバル・デット・イシューアンス・ファシリティ
■売 出 総 額	25百万米ドル
■お申込み単位	10万米ドル
■利 払 日	年1回（9月末日）（ロンドン時間） *利払日が営業日（東京、ロンドン、ニューヨーク）でない場合は、翌営業日となります。
■利 払 額	固定利率適用期間（平成20年6月26日（当日を含む）～平成21年9月30日（当日を含まない））

利率 (%) = 3.00

変動利率適用期間（平成21年9月30日（当日を含む）～平成25年9月30日（当日を含まない））

$$\text{利率}^{(注1)} (\%) = 2.76 + 1.56 \times \frac{a_{t-1}}{22,824} \times \frac{P_{M,t} - P_{B,t}}{P_{B,t}}$$

(注1) 小数点以下第5位を四捨五入。ただし、スワップ契約終了事由が生じた場合、変更後適用利率（固定利率）となります。
詳しくは販売説明書をご覧ください。

a_{t-1} 本プロジェクトのCER発行量。ただし、22,824を超えない。(注2)

$P_{M,t}$ 変動利払日のCERインデックス(注3)

$P_{B,t}$ 変動利払日にかかるCER基準価格（17.17米ドル×（1+消費税率））

(注2) 京都議定書終了事由・倒産事由・違法事由・排出権取引障害事由が発生した場合、ゼロとなります。
詳しくは販売説明書をご覧ください。

(注3) CER指標銘柄が存在しない場合、計算代理人が決定する誠実な見積価格となることがあります。詳しくは販売説明書をご覧ください。

■償 還 方 法	満期一括償還
■売 出 期 間	平成20年6月9日～平成20年6月24日
■売 出 価 額	額面金額の100%
■売 出 人	大和証券エスエムビーシー株式会社
■売 出 取 扱 人	大和証券株式会社
■発 行 日	平成20年6月26日（ロンドン時間）
■受 渡 日	平成20年6月27日（日本時間）
■予 定 償 還 日	平成25年9月30日（ロンドン時間）
■課税上の取扱い	利息には20%（所得税及び地方税）の税率による源泉分離課税が行われます。

関係者の概要

大和証券SMBC株式会社	計算代理人として本債券のクーポン決定に係る業務に従事します。
イー・アール・エム日本株式会社	本プロジェクトについての第三者評価に係る業務に従事します。
シティバンク・エヌ・エイ	検証代理人として計算代理人による一定の計算を確認する業務に従事します。

- 本債券のご購入にあたっての口座開設、お問い合わせ、販売説明書のご請求は、大和証券のお取引窓口までお願いいたします。
- 本債券は「ダイワ・コンサルティング」コースのみでの取扱いとなります。本債券のお買付けのご注文につきましては、コールセンターおよびインターネット（オンライントレード）では取扱いをしておりませんので、大和証券のお取引窓口までお願いいたします。